処遇改善手当支給規定

有限会社マミーホーム

介護職員処遇改善加算の賞与による支給方法について

2022年4月1日より、介護事業所介護職員の処遇改善加算の賞与支払い方法を、下記の通り取扱います ので、対象職員の方へご周知願います。

— 記 —

1. 介護職員処遇改善加算金

■処遇改善手当…年3回

4月、5月、6月、7月分を8月末日に賞与として支給 8月、9月、10月、11月分を12月末日に賞与として支給 12月、1月、2月、3月分を4月末日に賞与として支給

- ■介護福祉士手当を支給する。(1時間30円~50円)
- 2. 処遇改善加算対象事業所

対象事業所は、次の4事業所とする。

- ① デイサービス松島マミーホーム
- ② スマイルマミー
- ③ デイサービス梅の宮マミーホーム ④ グループホーム梅の宮マミー

3. 給与時の取扱い

処遇改善手当として、対象要件を満たす職員へ支給する。

■対象要件

次の①~③の要件を全て満たす者

- ①2の対象事業所に所属する者
- ②主に介護業務に従事する者
- ③支給月の末日に在籍している者
- ■支給金額…法人規定(勤務時間、介護福祉士資格の有無、勤務個別評価、送迎、レク等の運転、土日 祭日の出勤日数、役職等)による。
- ■中途採用者・休職者・所属異動者・雇用形態変更者については、勤務時間を計算して支給する。
- ■対象となる月の勤務時間の合計により算定する。年休・特別休暇・欠勤・有給の取扱いについては、 控除対象とする。
- ■パート職員に関しては、時給に処遇改善手当として加算することとする。支給額は、法人規定(勤務 時間、介護福祉士資格の有無、勤務個別評価、送迎、レク等の運転、土日祭日の出勤日数、役職等)に よる。
- 4. この規定は、令和 4年 4 月 1 日より施行する。